

ケア・クラフトいなり 居宅介護支援サービスに係る重要事項説明書

1 居宅介護支援サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 栄 幸
代表者氏名	代表取締役 榎本 浩太郎
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	和歌山県田辺市稲成町 2187 番地の 3 電話番号：0739-24-4671 Fax 番号：0739-24-5557
法人設立年月日	平成 22 年 6 月 2 日

2 ご利用者様に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケア・クラフトいなり
介護保険指定 事業所番号	3072201894
事業所所在地	和歌山県田辺市稲成町 186 番地 ヴィラ YS 201 号室
連絡先 相談担当者名	電話番号：0739-33-2700 Fax 番号：0739-33-2775 管理者 能城 善子
事業所の通常の 事業の実施地域	旧田辺市、上富田町、白浜町、みなべ町

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ご利用者様に対し、介護保険法令の趣旨に従って可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等、便宜の提供を図ります。
運営の方針	介護の基本姿勢を遵守し、関係機関と連携を図りご利用者様本意のサービス提供に努めます。

4 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土日祝 年末年始 12/30～1/3 は休み）
営業時間	8時30分～17時30分

5 事業所の職員体制等

管理者	能城 善子
-----	-------

	職 務 内 容	人 員 数
管理者	業務の一元的な管理	1名 (常勤兼務)
居宅介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供	1名以上

6 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

- ① 居宅サービス計画書作成依頼の受理
- ② アセスメントの実施（ニーズ把握、希望の確認）
- ③ 居宅サービス計画案の作成（要介護者・ご家族の同意）
- ④ 居宅サービスの実施 ↑
- ⑤ モニタリング（提供サービスの総合的な評価）

7 サービス利用料金等

(1) 利用料金等

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により介護保険給付金が直接事業者を支払われない場合、サービス利用料の全額をご請求させて頂く場合があります。この場合は、当事業所が証明書を発行します。市町村の窓口にご提出頂きますと払い戻しを受ける場合があります。

(2) サービス提供地域外の場合の交通費

通常の事業の実施地域外の場合は、事業所から概ね 10 キロメートル以上、500円を徴収させて頂きます。

8 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) ご利用者様及びその家族様は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選択理由について説明を求めることが出来ます。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定有無及び要介護認定の有効期限）を確認させて頂きます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。
- (3) ご利用者様が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には退院後の在宅生活への円滑な移行を支援する為、早期に病院等と情報共有や連携をする必要が有りますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えください。
- (5) ご利用者様の居宅への訪問頻度の目安
介護支援専門員がご利用者様の状況把握の為、ご利用者様の居宅に訪問する頻度の目安はご利用者様の要介護認定期間中少なくとも1月に1回訪問させて頂きます。

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、ご利用者様からの御依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合でご利用者様の承諾を得た場合には、介護支援専門員はご利用者様の居宅に訪問する事があります。

9 秘密の保持

(1) 個人情報等

サービスを提供する上で知り得たご利用者様又はその家族様に関する個人情報については、ご利用者様の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中契約終了後も第三者に漏らしません。

(2) 個人情報利用の同意を得た場合

あらかじめ文書によりご利用者様又は家族様の同意を得た場合は、別に定める使用目的の下で個人情報を利用できるものとします。

10 事故等緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変・事故が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います

11 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口(市町村についてはお住まいの市町村窓口)で対応いたします。

【ケア・クラフトいなり】 管理者 能城 善子	所在地：田辺市稲成町 186 番地 ヱイ YS201 号室 電話番号：0739-33-2700 Fax 番号：0739-33-2775 受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 30 分
【田辺市役所】 保健福祉部 やすらぎ対策課	所在地：田辺市高雄一丁目 23 番 1 号 電話番号：0739-26-4931 受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分
【上富田町役場】 長寿課	所在地：西牟婁郡上富田町朝来 763 番地 電話番号：0739-33-7340 受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分
【みなべ町役場】 健康長寿課	所在地：日高郡みなべ町東本庄 100 番地 電話番号 0739-33-7234 受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分
【白浜町役場】 民生課介護保険係	所在地：白浜町 1600 番地 電話番号 0739-43-6593 受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分
【和歌山県国民健康保険団体連合会】	所在地：和歌山県和歌山市吹上二丁目 1-22-501 電話番号：073-427-4665 受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分

1 2 虐待・身体拘束等の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待及び身体拘束等の発生又は防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止・身体拘束等の適正化についての担当者	管理者 能城 善子
------------------------	-----------

- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に階差し、その結果について従業者に周知徹底を図っていきます。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (5) 利用者が成年後見制度を利用出来るよう支援を行います。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (7) 利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 3 衛生管理について

衛生管理に関する責任者	管理者 能城 善子
-------------	-----------

衛生管理等 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4 業務継続計画（BCP）の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援等の継続的な提供の実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とする）を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	----------

事業者	法人名	株式会社 栄 幸
	代表者名	代表取締役 榎本 浩太郎
	所在地	和歌山県田辺市稲成町 186 番地 ヴィラ YS 201 号室
	事業所名	ケア・クラフトいなり
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	(続柄：)